

平成7年12月8日

「奈良県土木施工管理技士会」設立趣意書

建設業界は社会情勢が目まぐるしく変化する中であって、体質の改善、信頼回復に官民一体となって取り組んでいるところであり、今後は豊かな社会を創造する社会資本の整備充実が急務であり、これに携わる建設業の責務と役割は誠に大きいものがあります。

これらに応えるためには、経営の改善や新しい技術の導入等による生産性の向上に取り組む必要があります、技術水準の向上が重要であります。

建設省では建設工事の施工技術の向上を図る目的で昭和44年には建設業法の改正で「土木施工管理技士」制度の強化が図られ、技術者の位置づけが一層重要視されると共に、施工管理技士の現場常駐の義務などの活用が図られています。

このような状況のもとで、全国の42道府県では「土木施工管理技士会」が設立され、施工管理に関する幅広い情報の交換、技術の研修、研鑽と社会的地位の向上を目指して活動が行われ、官公庁等各発注機関から施工技術の必要な組織体として、大きく期待されているところであります。

本県においても、建設省、県当局並びに上部団体からのご指導もあり、技術の向上や自助努力の一環として本趣旨に賛同し「奈良県土木施工管理技士会」を設立し、適正な施工技術の確保に勤め、公共の福祉に寄与せんとするものであります。

関係各位のご理解、ご賛同を賜わりますようお願いいたします。